

4 人材活用と組織の活性化

時代の変化や地域の実情に応じた活動を着実に遂行するためには、目的に応じた部会や委員会を柔軟に設置し、その中で各委員が主体的に役割を果たすことが大切です。こうした組織活動を通じて、次期リーダーの育成まで見据えることは、事業の継続性、連続性を考える上で欠かせません。同時に、各委員が抱える家庭事情や生活状況等に配慮しながら、参加しやすい活動形態を工夫することも大事な視点です。一人ひとりの委員が生き生きと民児協活動に参画し、個別支援や地域実践の向上につなげられる組織づくりを進めましょう。

リーダー（LEADER）に必要な能力

L isten	傾聴能力（相手の立場に立って聴ける）
E xplain	説得能力（相手がわかる言葉で説得できる）
A ssist	共感能力（相手の身になって支援できる）
D iscuss	討議能力（納得し合えるまで十分に話し合える）
E valuate	評価能力（的確に評価できる）
R espond	遂行能力（期待されたことに応えられる）

「単位民児協運営の手引き」（全民児連）より

4

児童委員活動の充実（子どもを育む）

活動の現状を点検し、担うべき役割を整理し、 子どもと家庭を育む豊かな取り組みを展開します

平成29年は、児童福祉法が制定され、その中で児童委員が設置されてからも70周年の節目を迎えます。また、平成6年に主任児童委員が設置されてから、20年以上が経過しており、この機会に児童委員・主任児童委員としての実践や連携の現状、活動のあり方を振り返りましょう。

併せて、**児童委員協議会としての機能**を確認し合い、その活動の充実を図るとともに、時代の変化に対応したネットワークの確立を目指しましょう。

1 児童委員としての意識の再確認と確かな実践

全ての民生委員は、児童委員を兼ねています。虐待や貧困、いじめ、不登校、引きこもりなど子どもを取り巻く問題は、世帯が抱える課題でもあります。地域で日常生活を見ることができる区域担当児童委員の存在は、支援の大きな力になります。児童委員としての使命を意識し、見守りや行事参加を通じて地域の親子と顔見知りになることから始め、子ども自身の声に耳を傾け、地域で成長を喜び合う関係づくりを進めましょう。



2 主任児童委員の役割や連携のあり方の整理

区域担当児童委員との連携のもと地域のニーズに応じた実践を重ねる地区がある一方、役割分担が上手くいかず、効果的な支援につながっていない地区も見受けられます。児童委員と主任児童委員の役割や連携のあり方をいま一度点検し、相互に確認し合ひましょう。

3 児童委員協議会としての機能

民生委員協議会は、児童委員協議会でもあります。定例会において児童関連の話題を必ず盛り込むなどし、子どもや子育て家庭をめぐる課題を共有することで児童委員としての自覚を高めましょう。また、児童福祉施策の充実に向けては、協議会として積極的な意見具申を行うことを考えてもよいでしょう。



4 時代の変化に対応したネットワークの再検討

「児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の地区連絡協議会（四者協）」が始まって間もなく40年になります。四者協は、児童をめぐる各機関相互の連携を図るための公的協議体がなかった時代に、都の児童相談所と立ち上げた「二者協」がその始まりです。東京独自の取り組みとして、その後、学校や子ども家庭支援センター等も加わり、情報共有と協働の糸口としての役割を果たしてきました。

近年では校区ごとに実施したり教職員研修の一環に位置付けたりするなど、取り組みを拡充させている地域がある一方、学校訪問や要保護児童対策地域協議会等とのすみ分けに悩む地域も見られます。保育所・幼稚園、PTA、健全育成団体などの参画も含め、地域の状況に応じた運営、ネットワークの構築を再検討してみましょう。

<四者協の歩み>

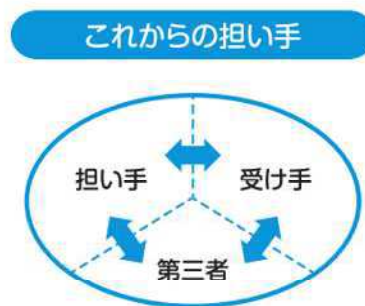
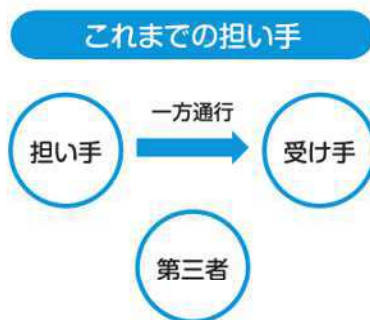
昭和55年	「児童委員と児童相談所の連絡協議会（二者協）」
昭和56年	教育委員会が参加し、三者になる
昭和62年	地区（区市町村）単位で実施
平成 6年	「児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による地区連絡協議会（三者協）」に名称変更
平成10・12年	小規模化の実施・強化
平成17年	参加者の緩和について明記
平成20年	構成員として、子ども家庭支援センターを位置付け 要保護児童対策地域協議会と併行開催可
平成22年	「子ども家庭支援センター」を正式名称に追加（四者協）

5

協働による地域福祉活動（地域をむすぶ）

関係機関や団体とのさらなる連携のもと、 住民、地域を巻き込んだ協働の実践を広げます

地域福祉の担い手の確保が難しくなる中、地域のあらゆる機関と実働性の高い連携体制を構築し、委員活動の理解者を広げ、住民や地域関係者を巻き込んだ地域ぐるみの活動を展開していくことが求められています。これまで福祉の受け手とされてきた人々や福祉とは関わりがないと考えられてきた地域の事業者、団体、学校・大学などを含め、**地域の多様な主体が協働して「新しい支え合い」**を生み出していきましょう。



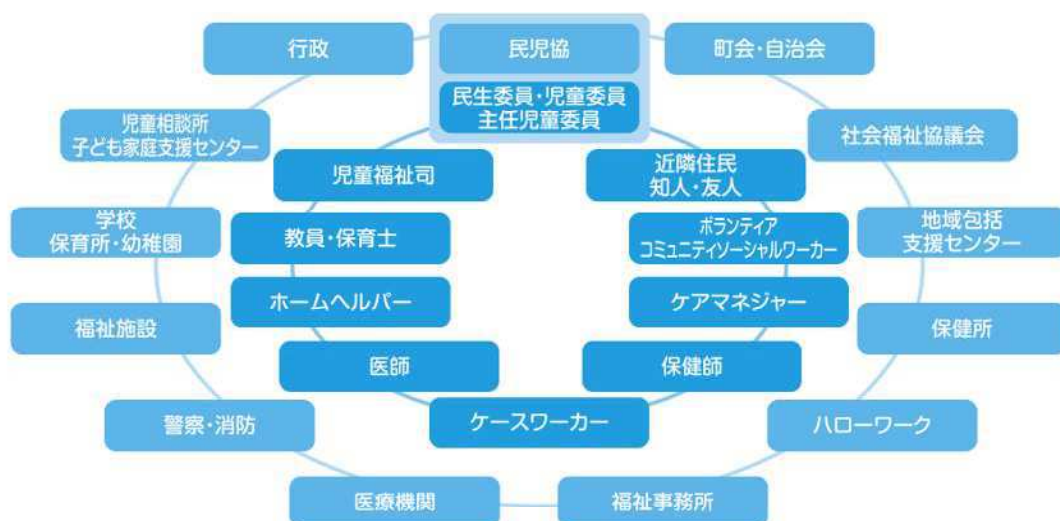
誰もが担い手・受け手になる
(地域のあらゆる人・組織)

1 協働のルール

地域には、さまざまな団体や機関があります。互いの活動や一緒に取り組む目的を確認し合うことが協働の第一歩です。また協働を進めるためには、必要な情報を共有・活用し、具体的な役割分担を明確にしていくことが欠かせません。特に、個人情報を取り扱う場合は、ネットワークの構成員に守秘義務をかけたり、取り扱いのルールを定めるなどして適切な管理を行いましょう。

2 実働性の高いネットワークの構築

民児協が各団体との連携の窓口となり、顔の見えるつながりを形成していくことは、協働を育む大事な要素です。民児協を代表して参加する他機関・他団体の各種会議や委員会は、こうしたつながりを作る絶好の機会です。近年では、こうしたネットワークが区市町村、支所、町会・自治会段階などで、重層的に設置されるようになっています。これらが縦横に、有機的に連動し合っこそ、地域課題を吸い上げ解決に結び付けることができます。なお、小地域の課題に対応する地区社会福祉協議会等の組織が当該地域にない場合、民児協から各方面に対し、それらの構築に向けた働き掛けを行うことも考えられます。



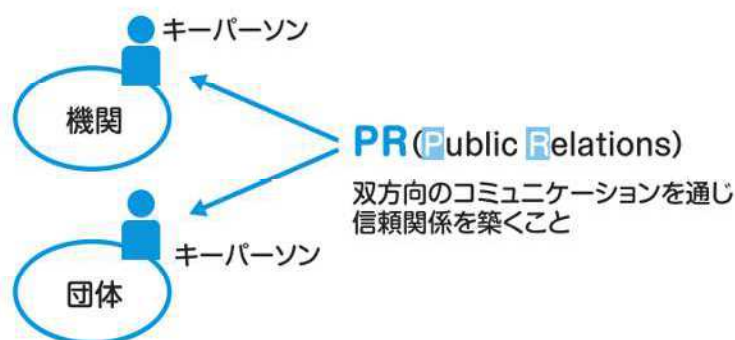
3 支え合い活動の拡充

ネットワークで培った人脈は大きな力です。他の機関や組織の力を借りることで、困難と思われていた課題が解決につながったり、現在の活動が進展したりする可能性を持っています。これまでのように委員自らが支え合い活動を直接担うだけでなく、地域福祉の推進役として、支え合い活動を地域住民に担ってもらうための人材育成にも目を向けましょう。また、そうした協働の中から次期民生委員・児童委員として相応しい人材を発掘していくことも意識化していきましょう。



4 関係機関・団体、住民への周知

協働を円滑に進めるためには、民生委員・児童委員の存在と役割を地域に正しく理解してもらうことが必要です。広くあまねく知らせるだけでなく、関係諸機関・団体のキーパーソンとなる関係者を軸に活動を伝える取り組みを展開することや、若い世代の理解者を増やすためにインターネットを活用することも一つの方法です。さまざまな機会や媒体を通じて、周知対象を意識した広報活動を展開し、地域の理解者、協力者を広げていきましょう。



資料2 検討経過

(1) 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会

	開催日	議事内容
第1回	平成30年4月25日	1 「民生委員・児童委員活動に関する検討委員会」の検討項目について 2 部会の設置について 3 今後の検討スケジュールについて
第2回	平成30年6月28日	1 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 中間のまとめ（案）について
第3回	平成30年11月26日	1 民生委員・児童委員の候補者発掘策について 2 東京版活動強化方策の推進策について（個別支援活動の向上、児童委員活動の充実及び協働による地域福祉活動）
第4回	平成31年3月26日	1 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 報告書（案）について

(2) 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会作業部会

	開催日	議事内容
第1回	平成30年4月25日	1 部会長の選任 2 検討項目について 3 今後の検討スケジュールについて
第2回	平成30年6月22日	1 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 中間のまとめ（案）について
第3回	平成30年9月13日	1 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 中間のまとめについて 2 候補者発掘策について 3 個別支援活動の向上について
第4回	平成30年11月26日	1 個別支援活動の向上について 2 児童委員活動の充実について 3 協働による地域福祉活動について
第5回	平成31年2月6日	1 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 報告書（案）について

資料3 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会設置要綱

(平成30年3月6日付29福保生地第1245号 東京都福祉保健局長決定)

(設置目的)

第1 平成31年度以降の民生委員・児童委員(以下「民生・児童委員」という。)の一斉改選に向けて、民生・児童委員に係る課題や状況の変化に対応し、民生・児童委員活動の充実を図るため、必要な支援や環境整備について検討することを目的に、民生委員・児童委員活動に関する検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 検討委員会は、民生・児童委員活動に関し、次の事項について検討する。

- (1) 民生・児童委員の活動環境の整備に関する事項
- (2) 東京版活動強化方策の推進に関する事項
- (3) 候補者発掘策に関する事項
- (4) 民生・児童委員活動の周知の取組に関する事項
- (5) その他必要な事項

(構成)

第3 検討委員会は、学識経験者、民生・児童委員、行政関係者等のうちから、東京都福祉保健局長(以下「福祉保健局長」という。)が委嘱する13名程度の委員で構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から本委員会終了までの期間とする。

2 任期中に委員が異動若しくは退職した場合又は欠けるに至ったときは、委員を補うことができる。

(会長及び副会長)

第5 検討委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、検討委員会の会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(作業部会)

第6 検討委員会は、必要に応じ、作業部会(以下「部会」という。)を置くことがで

きる。

- 2 部会は、検討委員会が定める事項について検討する。
- 3 部会の委員は、会長が指名する者をもって構成し、福祉保健局長が委嘱する。
- 4 部会の委員の任期は、検討委員会の委員に準ずる。

（部会長）

第7 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、部会の委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、部会の会務を総括し、部会を代表する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指定する者がその職務を代行する。

（幹事）

第8 検討委員会及び部会（以下「委員会等」という。）における協議・検討の充実及び効率化を図るため、委員の他に幹事を設置する。

- 2 幹事は、福祉保健局長が任命する。
- 3 幹事は、委員会等に出席し、調査・検討に必要な情報を提供するとともに、委員会等で検討された事項に関する取組及び普及に努めるものとする。

（招集等）

第9 委員会等は、福祉保健局長が招集する。

- 2 福祉保健局長は、必要があると認めるときは、関係者に委員会等への出席を求めることができる。

（委員会等の公開）

第10 委員会等の会議は、公開で行う。ただし、検討委員会の委員長又は委員の発議により委員の過半数の同意を得たときは、部会を非公開とすることができる。

（事務局）

第11 会議の円滑な運営を図るため、委員会等の事務局を福祉保健局生活福祉部地域福祉課及び社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「東社協」という。）に置き、会議の庶務は事務局において処理する。

なお、事務局間の役割分担については、別に定める。

（委員等への謝礼の支払）

第12 委員等への謝礼の支払は以下のとおりとする。

- 2 第3及び第6の3に掲げる委員の委員会等への出席に対して、謝礼を支払うことと

する。

なお、謝礼の支払は、その月分を一括して翌月に支払うこととする。ただし、当該謝礼のうち、東社協が支払うものについてはこの限りではない。

3 第9の2に掲げる者の会議への出席に対しては、委員に準じて謝礼を支払うこととする。

なお、謝礼の支払は、その都度支払うこととする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

資料4 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会 名簿

(1) 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会

<委員>

区 分	氏 名	所 属	備考
学識経験者	小林 良二	東京都立大学名誉教授	委員長
	高橋 久雄	社会福祉法人至誠学舎立川常務理事	
	和気 純子	首都大学東京教授	副委員長
都民連代表	寺田 晃弘	東京都民生児童委員連合会 会長（豊島区）	
	相田 義正	東京都民生児童委員連合会 副会長（板橋区）	
	芝辻 義治	東京都民生児童委員連合会 常務委員（府中市）	平成30年7月31日まで
	山下 忠義	東京都民生児童委員連合会 常務委員（羽村市）	
	下田 和恵	東京都民生児童委員連合会 常務委員（文京区）	
	金澤 欣子	東京都民生児童委員連合会 協議員（大田区）	
区市町村 代表	秋山 稔	足立区福祉部福祉管理課長	
	野々垣 聡子	三鷹市健康福祉部地域福祉課長	
	清水 信行	奥多摩町福祉保健課長	
	井上 茂	八王子市福祉部福祉政策課長	オブザーバー
東京都	竹中 雪与	少子社会対策部家庭支援課長	

<幹事>

東京都	渡部 裕代	生活福祉部地域福祉課長	
都民連	荻野 剛	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 民生児童委員部長	

(2) 民生委員・児童委員活動に関する検討委員会作業部会

<委員>

区 分	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	小林 良二	東京都立大学名誉教授	部会長
	高橋 久雄	社会福祉法人至誠学舎立川常務理事	
	和気 純子	首都大学東京教授	副部会長
都民連代表	寺田 晃弘	東京都民生児童委員連合会 会長（豊島区）	
	相田 義正	東京都民生児童委員連合会 副会長（板橋区）	
	芝辻 義治	東京都民生児童委員連合会 常務委員（府中市）	平成30年7月31日まで
	山下 忠義	東京都民生児童委員連合会 常務委員（羽村市）	
	下田 和恵	東京都民生児童委員連合会 常務委員（文京区）	
	金澤 欣子	東京都民生児童委員連合会 協議員（大田区）	
区市町村 代表	眞鍋 亜砂美	足立区福祉部福祉管理課民生係長	
	立仙 由紀子	三鷹市健康福祉部地域福祉課課長補佐 兼係長事務取扱	
	岡部 優一	奥多摩町福祉保健課福祉係長	
	河合 常次	八王子市福祉部福祉政策課課長補佐兼 主査	オブザーバー
東京都	横森 幸子	少子社会対策部家庭支援課 統括課長代理（児童相談所運営担当）	

<幹事>

東京都	渡部 裕代	生活福祉部地域福祉課長	
都民連	荻野 剛	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 民生児童委員部長	